第20号様式別表２の４記載要領

１　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた配賦欠損金控除額（法第321条の８第19項に規定する配賦欠損金控除額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

２　「配賦欠損金控除額①」の欄は、配賦欠損金控除額の生じた各事業年度について、当該事業年度の法人税の明細書（別表７(2)付表１）の「配賦欠損金控除額(22)」の「計」の欄の金額を記載すること。

３　「控除対象配賦欠損調整額②」の欄は、「配賦欠損金控除額①」の欄に記載した金額に、配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日）における法第321条の８第14項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第１号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の２第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）又は法第321条の８第14項第１号に規定する一般社団法人等にあっては100分の23.2を、同号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の２第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第321条の８第14項第２号に規定する公益法人等若しくは同号に規定する協同組合等にあっては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。

(1)　配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度について法人税法第71条第１項（同法第72条第１項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第321条の８第19項の規定を適用する場合　同条第１項に規定する６月経過日の前日

(2)　法第321条の８第21項に規定する被合併法人等（以下この記載要領において「被合併法人等」という。）の配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合　当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日

４　「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

(1)　この明細書の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表２の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表２の２の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表２の３の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表２の７の「当期控除額⑤」の「計」及び第20号様式別表２の８の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額

(2)　第20号様式別表１の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額を控除した金額

５　法第321条の８第21項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等の前10年内事業年度（同項に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済配賦欠損調整額（同項に規定する控除未済配賦欠損調整額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象配賦欠損調整額（同条第20項に規定する控除対象配賦欠損調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度ごとに記載すること。